

富山県医師国民健康保険組合

<目的>

国民健康保険法に基づき、昭和34年4月に設立され、組合員と家族の国民健康保険を行うことを目的としています。

<加入の対象>

◎組合員…富山県内に住所を有する富山県医師会会員で、現在、医療及び福祉の事業又は業務に従事している方（他の社会保険加入者を除く）

*同一世帯に医療等業務に従事している医師が2人以上いるときはいずれも富山県医師会員となりそれぞれ組合員とします。

*75歳未満の方を第1組合員、75歳以上の方を第2組合員とします。

◎家 族…組合員の世帯に属する方（他の社会保険加入者を除く）

<健康保険適用除外申請>

医療法人（一人医師法人を含む）から報酬、給与等を受ける組合員及び家族並びに個人の病院、医院等（社会保険適用事業所）に勤務する組合員の方は、管轄の年金事務所に「健康保険の適用除外承認申請」の手続きを行い、健康保険の適用除外承認を受けることにより組合員に加入することができます。

<国民健康保険料>

医療給付費保険料（平等割・所得割・家族割）と後期高齢者支援金保険料及び介護納付金保険料の合算となります。毎月口座振替により納付していただきます。

*第2組合員の保険料徴収はありませんがその家族については徴収します。

<保険給付>

第1組合員および家族を対象に療養の給付、療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金（第1組合員のみ）の給付を行います。

<給付制限>

組合員が自己の開設又は勤務する保険医療機関で行う本人及び家族の診療（自家診療）については、療養の給付は行いません。

<保健事業>

◎第1組合員および家族を対象とする事業

人間ドック、インフルエンザワクチン等接種補助、高齢者・健康家庭の表彰、保養所宿泊助成、医療費通知・差額通知、育児誌配布

◎第2組合員を対象とする事業

人間ドック、保養所宿泊助成

加入申込み・お問い合わせは

〒939-8222 富山市蜷川 336 富山県医師会館 3階
TEL (076) 429-7337 FAX (076) 429-9600
E-mail info@toyama-ishikokuho.or.jp

新規加入の際、被保険者証交付までに日数を要する場合があります。
早めにお問い合わせください。